

理 事 会 議 事 錄

理事会の決議があったものとみなされた日 令和6年3月26日（火）

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理 事 長 阿 部 国 雄

議事録の作成に係る職務を行った理事 理 事 瀧 波 憲 二

決議事項

議案第1号 第12事業（令和6）年度 事業計画（案）について

議案第2号 第11事業（令和5）年度 公益目的（公募）事業実施結果及び次年度計画について

理事長 阿部国雄が理事・監事の全員に対して、別紙資料に基づく第12事業（令和6）年度事業計画並びに第11事業（令和5）年度 公益目的（公募）事業実施結果及び次年度計画についての承認を求める旨の提案書を発し、当該提案につき、令和6年3月21日まで、理事の全員から同意の書面により意思表示をするとともに、監事の全員からは異議を述べられなかったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第96条及び定款第30条第2項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

なお、決議があったとみなされる日を令和6年3月26日とする旨併せて提案した。

上記のとおり、理事会への報告の省略及び理事会の決議の省略を行ったので、理事会への報告及び理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和6年3月26日 公益財団法人北海道漁村振興協会 理 事 会

議事録作成者 瀧 波 憲 二

